◎有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案　新旧対照表

○有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（国及び都道県の責務）	（国の責務）
第三条　国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。	第三条　〔略〕
2　都道県は、国との連携を図りつつ、有人国境離島地域の保全のため必要な施策を実施するとともに、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。	〔新設〕
（基本方針）	（基本方針）
第四条　〔略〕	第四条　〔略〕
2　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。	2　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一～十　〔略〕	一～十　〔略〕
十一　滞在型観光の促進に関する基本的な事項	〔新設〕
十二・十三　〔略〕	十一・十二　〔略〕
3～6　〔略〕	3～6　〔略〕

（都道県計画）	（都道県計画）
第十条　〔略〕	第十条　〔略〕
2　計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。	2　〔同上〕
一～五　〔略〕	一～五　〔略〕
六　滞在型観光の促進に関する事項	〔新設〕
七・八　〔略〕	六・七　〔略〕
3～10　〔略〕	3～10　〔略〕
（雇用機会の拡充等）	（雇用機会の拡充等）
第十五条　〔略〕	第十五条　〔略〕
（滞在型観光の促進）	〔新設〕
第十六条　国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域と他の地域との間の交流の拡大を図るため、当該特定有人国境離島地域の観光資源を活用した滞在型観光の促進について適切な配慮をするものとする。	
（安定的な漁業経営の確保等）	（安定的な漁業経営の確保等）
第十七条　〔略〕	第十六条　〔略〕
（啓発活動）	（啓発活動）

第十八条　〔略〕

附　則

（この法律の失効）

第二条　この法律は、令和十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表（第二条関係）

特定有人国境離島地域の名称		都道県	市町村
利尻・礼文			
	特定有人国境離島地域を構成する離島		
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
天売・焼尻			
	焼尻島	北海道	羽幌町
	天売島		
奥尻島	〔略〕	〔略〕	〔略〕
飛島	飛島	山形県	酒田市
新島・式根島			
	新島	東京都	新島村
	式根島		
伊豆諸島南部地域	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

第十七条　〔略〕

附　則

（この法律の失効）

第二条　この法律は、平成三十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表（第二条関係）

特定有人国境離島地域の名称		都道県	市町村
利尻・礼文			
	特定有人国境離島地域を構成する離島		
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
天売・焼尻			
	焼尻島	北海道	羽幌町
	天売島		
奥尻島	〔略〕	〔略〕	〔略〕
飛島	飛島	山形県	酒田市
新島・式根島			
	新島	東京都	新島村
	式根島		
伊豆諸島南部地域	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

粟島	粟島	新潟県	粟島浦村
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）〔附則第三条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附　則 （所掌事務の特例） 第二条　〔略〕 ２　内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	附　則 （所掌事務の特例） 第二条　〔略〕 ２　〔同上〕

期　限	事　務
〔削る〕	〔削る〕

期　限	事　務
令和九年三月三十一日	一　有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第一項に規定するものをいう。）の保全及び特定有人国境離島地域（同条第二項に規定するものをいう。）に係る地域社会の維持に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 二　計画（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社

		令和十二年三月三十一日
	〔略〕	令和十三年三月三十一日
	〔略〕	令和十四年三月三十一日
	〔略〕	令和十八年三月三十一日
	一　有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第一項に規定するものをいう。）の保全及び特定有人国境離島地域（同条第二項に規定するものをいう。）に係る地域社会の維持に関する	令和十九年三月三十一日

会の維持に関する特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。）に基づき実施する事業に係る経費の見積りその他の当該事業に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。		令和十二年三月三十一日
	〔略〕	令和十三年三月三十一日
	〔略〕	令和十四年三月三十一日
	〔略〕	令和十八年三月三十一日
	〔新設〕	
	〔新設〕	

	総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 二　計画（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。）に基づき実施する事業に係る経費の見積りその他の当該事業に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
3　〔略〕	（総合海洋政策推進事務局の所掌事務の特例） 第四条の三　総合海洋政策推進事務局は、第四十一条の二第一項に規定する事務のほか、令和十九年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表令和十九年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。
3　〔略〕	（総合海洋政策推進事務局の所掌事務の特例） 第四条の三　総合海洋政策推進事務局は、第四十一条の二第一項に規定する事務のほか、令和九年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表令和九年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。